

【Reference Review 58-1号の研究動向・全分野から】

日本の国際競争力と中国の対日直接投資

商学部教授 広瀬憲三

日本企業は近年、中国・韓国企業に世界市場で押され、液晶テレビをはじめ多くの家電製品でシェアを落としている。一方、中国は、急速な経済成長を遂げ、GDP ベースでは日本を抜き、アメリカについて世界第2位となっている。このような中国の企業は、近年、レナウンの買収など日本の企業と合併、買収をするケースが増えてきており、日本のブランドを武器にさらなる拡大を続けている。

はたして、日本の国際競争力は低下しているのであろうか。また、中国企業による日本企業の買収によって日本企業は今まで培ってきたブランド・技術を中国に奪われ、衰退してしまうのであろうか。

「日本の国際競争力は低下しているか？」(松永宣明 商工金融 62巻2号 2012.2)は、日本の国際競争力は低下していないと主張している。アメリカはソフト、金融で強い競争力を維持しており、液晶テレビ、パソコン、スマートフォンなどの家電を輸入に頼っていると、競争力が低下しているとはだれも考えない。同じように、日本も家電など耐久消費財について世界市場で韓国・中国に負けるような状況であっても一般機械、電気機械などの資本財の輸出では強い競争力を持っているという。韓国・中国が耐久消費財の輸出を増やすことは、それらを生産するための資本財に対する需要が増え、日本の資本財輸出が拡大するという関係にある。日本の資本財の輸出は1985年の17兆円から2010年の21兆円へと増大している。しかもこの時期大幅な円高が進んでいることを考えると、純輸出では3～4倍に拡大しており、今後も高い技術力を保持し、資本財を輸出する体制であるならば、国際競争力を維持することができる」と述べている。

中国は近年、急速に海外への投資、企業の買収を拡大させている。中国の対外直接投資額は、2010年には680億ドルとなり日本を抜いて世界第5位となっており、日本への直接投資は、3億4000万ドルと前年に比べて4倍以上に拡大している。このような中国企業の海外進出について述べた論文として、「中国企業の対日直接投資・買収」(郭四志 帝京経済学研究 45巻1号 2011.12)、「急増する中国の対外直接投資—ファイヤーセールFDIの視点から—」(青木浩治 甲南経済学論集 52巻1-2号 2012.1)がある。

郭論文では近年急速に拡大している中国の対外直接投資、特に日本に対する直接投資・企業買収について、その特徴と中国企業の狙いについて分析しており、中国企業による対日投資が拡大する背景として、「高度成長を背景とした企業収益の増大により投資余力が高まる中、日本企業が持っている技術、ブランド、ノウハウなど経営資源を吸収し、自社の競争優位・経営資源を強化させる狙い」であると主張している。ただこのような中国企業の対日進出は日本にとってマイナスとはいえないと考えている。「経営の苦境に陥った日本企業や中国に進出しようとする企業にとっても、資金面での支援に加え、急成長する13億の中国市場への足がかりを得られるというメリット」は大きく、日本企業は中国の対日投資を積極的に活用し、グローバル化を進めていくべきであると述べている。

青木論文では、中国の対外直接投資の特徴を、①中国の対外直接投資残高をみると国有企業による

ものは圧倒的に大きい、②中国の対外直接投資のうち、製造業についてみると、途上国むけについては繊維、電気などで生産移管型が多くみられるが、先進国向けについては、「その多くがM&Aによる広い意味での技術・ノウハウ・ブランド獲得を」目的としている、と考える。また、中国の対外直接投資の拡大の背景として、2000年代になされた商務部関連、外貨管理局関連の対外直接投資に関する規制緩和が重要であると指摘している。さらに、中国企業による近年の対外直接投資は「何らかの意味で経営不振に直面していた」企業をターゲットとしたファイヤーセール対外直接投資が増大していると、グローバル金融・経済危機による財務困難に直面した企業の増加と急速な経済成長による中国企業の財務面での優位性に焦点を当てて中国の対外直接投資の加速化を説明する理論的枠組みを提示している。

日本企業がグローバル経済の中で、国際競争力を持ち続けるためには、積極的に世界の企業と競争する中で、新たな技術、独自の技術を生み出していくことが重要であり、国全体としてもそれを後押しするような政策が求められる。

【Reference Review 58-2号の研究動向・全分野から】

産業空洞化と次世代成長産業の創出

経済学部教授 小林伸生

筆者は前々号（Reference Review 57-5）において、いわゆる「六重苦」下での産業構造転換に関する諸議論のレビューを行った。かつては日本のお家芸であったエレクトロニクス産業の苦境を筆頭に、近年とみに日本産業の活力が失われており、少子高齢化や危機的な財政状況と相まって、我が国の将来に対する見通しを暗いものにしていく。

このような状況で、いわゆる「産業空洞化」や、今後の日本の経済成長をけん引するリーディング産業の模索等に関する諸議論・研究が、再び活発になってきている。野村健太郎「産業空洞化と貿易収支の分析」（『税経通信』2012年6月号）では、震災後の貿易収支の悪化状況についてデータを用いて分析し、特に化学、自動車、精密機械等、従来日本が得意としていた分野において海外事業の拡大が進展していることを示している。そして、円高のみならず重層的な環境条件の悪化が産業空洞化に拍車をかけていることを指摘した上で、グローバルな事業展開の必要性を一定程度認めつつ、軸足を国内におくことの重要性を主張している。

それでは、産業活動のグローバル化と国内産業の活性化をどのように両立していくか。この点に関して、高瑞紅氏は「国際分業による事業転換と地域経済～産業集積における中核企業の役割～」(『経営と情報』第24巻第2号)の中で、浜松地域のケーススタディに基づいた提言を行っている。それによると、同地域では中核企業の好調な事業展開と、そこからの活発なスピノフ創業によって地域産業の活力が保たれていたが、近年中核企業の事業に対する需要の縮小が、中小・ベンチャー企業の創出・育成機能の低下、ひいては地域産業の活力の停滞につながっていると指摘している。その上で、国際競争力を高めるための国際分業の構築と、中核企業の積極的な新事業への転換を推進していく必要性を述べている。

こうした理想的な両立は、果たして現実的なものだろうか。中沢孝夫氏は「海外の工場と国内の工

場が同時に成長するのはなぜか」(『商工ジャーナル』2012年6月号)の中で、実際に行ったフィールド調査と統計的なデータに基づいて、海外展開している会社ほど生産性が向上し、国内工場も成長していることを示し、国内と海外拠点の両立の可能性を示唆している。同時に、氏は日本で十分に戦える実力があり、海外に移転するべき開発力・技術があることを前提とした積極的な国際化でなければうまくゆかないことを併せて指摘している。

どのような産業構造を構築することが、グローバル化への対応と国内の産業活動の再活性化の両立を実現しうるのだろうか。深尾京司・権赫旭「どのような企業が雇用を生み出しているか～事業所・企業統計調査マイクロデータによる実証分析～」(『経済研究』第63巻第1号)では、2001年～06年にどのような企業・産業群で雇用が生み出されているかに関する詳細な検証を行っている。それによると、①企業属性としては、5人未満の零細企業と500人～5000人の中堅企業で雇用創出が大きい反面、5000人以上の企業群では雇用が大幅に減少している、②規模によらず、社齢の低い企業が雇用を創出している、③産業群としては、通信、金融・保険、対事業所サービス、機械、対家計サービスなどが雇用を創出している、等の点が明らかにされている。

また、みずほコーポレート銀行産業調査部「日本産業の中期展望～日本産業が輝きを取り戻すための有望分野を探る～」(『みずほ産業調査』Vol. 39)では、今後の日本の経済を牽引するリーディング産業を展望している。同調査では、成長性、他産業への波及効果・雇用創出力、輸入代替(外貨の獲得)という3点を基準として、①再生可能エネルギー、②農業クラスター、③高齢者向け市場、④エコ住宅の4分野を、今後の有望な新産業としてあげている。そして、それらを育成していくために、海外経済の高成長から得た利益の国内還流を促進する「攻めの空洞化対策」や、公債発行や増税に頼らず公的支援を行うための方策として「公的事業・資産の戦略的スクラップ&ビルド」を提言している。

上記のように、新時代の産業活動のあり方に関しては様々な角度から議論がなされているが、共通項も見出せる。すなわち、産業・経済活動のグローバル化は基本的に不可逆的な趨勢であり、わが国も積極的な対応に活路を見出す必要があるという点では、概ね一致している。産業構造の調整過程においてはしばしば痛みを伴うが、負のインパクトを最小化するためにも、企業の積極的な新事業への挑戦や、新規参入が活発に行われる環境整備が求められよう。そうした「挑戦的な企業風土の構築」が、新時代に対応した産業構造の形成に寄与するのである。様々な制約条件に手足を縛られた日本の産業および産業政策が、今次の危機をばねにして、斬新な発想に基づき新たな地平を切り開くことを期待する。

【Reference Review 58-2号の研究動向・全分野から】

「世界のトヨタ」の源流をたどる研究

商学部教授 木山 実

トヨタ自動車アメリカのGMやドイツのフォルクスワーゲンをおさえて、2年ぶりに自動車の世界販売台数で首位に返り咲くことになったという(『日本経済新聞』2013年1月29日朝刊13面)。リーマンショック、米国でのリコール問題、東日本大震災、タイの洪水、さらには2012年秋の中国での反

日暴動という苦境を乗り越えてのことであり、トヨタの底力を改めて思い知らされる。トヨタはまさに日本を代表する巨大企業といってよいが、経営史学の分野でも関心は高い。

トヨタは周知のように、明治期の豊田佐吉による自動織機の発明事業がその源流であり、佐吉は自動織機の製造販売および紡織業を中心に事業展開し、昭和初期から佐吉の長男豊田喜一郎主導で自動車産業にシフトしていった歴史を持つ。トヨタの経営史研究としては、もちろん自動車メーカーとしてのトヨタにも多くの関心が払われてきたが、最近、自動車メーカーとしてのトヨタが成立する前後の、織機メーカー・紡織業社としての活動をも対象とした論稿がいくつか出されたので、紹介しておきたい。

山崎広明「豊田ファミリーの所得の形成過程－豊田家事業の経営史序説－」（『企業家研究』第9号、2012年）は、豊田佐吉と佐吉を支えた弟平吉、佐助の三兄弟、および後の自動車事業立ち上げの際に活躍することになる佐吉の娘婿利三郎と長男喜一郎という豊田ファミリー5人それぞれの所得状況を追跡したものである。分析の手法は、明治から昭和初期にかけて刊行された「日本紳士録」「商工信用録」などに掲載されている豊田ファミリー各人の所得税額の推移をまず追い、さらに当時の税率から逆算して彼らの所得状況を推定するというものである。「日本紳士録」等、戦前期の史料が幅広く蒐集されているのもさることながら、当時の課税方式にも精通していなければ不可能な作業であり、学会をリードしてきた山崎氏ならではの論稿である。山崎氏の分析によると、特に佐吉の所得が大正3年から6年にかけて、実に30倍近くにまで増加していたということに象徴されるように、豊田三兄弟の活動拠点名古屋での彼らの所得ランキングは、第一次世界大戦中・後のブーム期に急上昇したのであり、この急躍進こそが、1933（昭和8）年以降の喜一郎に主導された豊田家の自動車事業進出という決断の資金的背景になったという。そして佐吉の後継者である利三郎と喜一郎の所得額が増加するのは、昭和初期の満州事変を契機とする景気回復期であり、特に喜一郎の所得増額をもたらしたのは、やはり英国プラットブラザーズ社への自動織機特許売却収入であったという。この大正から昭和初期にかけての時期の事業急拡大を受けて、名古屋財界では、伊藤、岡谷という江戸期からの商家に、豊田家が加わって「中京三大財閥」が形成される。だが勢いに乗った豊田も、松坂屋の伊藤家の所得額には及ばなかったという事実は、戦前期における呉服商資本の強さを改めて感じさせられるところであり、興味深い。

牧幸輝「豊田利三郎と豊田業団－経営構想、企業家ネットワークと同族経営体制－」（『経営史学』第46巻2号、2011年）は、昭和初期の豊田財閥（豊田業団）の最高経営責任者であった豊田利三郎の役割を再評価しようとする論稿である。豊田佐吉は晩年、豊田家事業の経営者としての役割を長男喜一郎ではなく、娘婿の利三郎に期待するようになり、喜一郎は研究開発に没頭していくことになる。昭和初期、豊田紡織を中心とする豊田家事業は、同族経営体制によってなされていたが、戦時期にかけて外部資本を導入してのグループ再編が迫られた時期には、利三郎が三井物産名古屋支店長となる児玉一造の実弟で、豊田家に婿入りする前に伊藤忠合名に勤務していたこと、また利三郎が名古屋財界で着々と地歩を固めたことなどによって利三郎が形成していた人的ネットワークによって安定株主を確保し、また豊田事業のなかでの株式相互持ち合いを通じて同族経営を維持することができたが、このことが紡織事業を整理統合して自動車産業等の重工業へシフトする大きな要因になったと論じた。「豊田家による同族経営体制であったことが、意思決定する上で大きな要因であったことは疑いない」と牧氏は指摘するが、ここからは、外部資本（株主）の意向をあまり気にかけなくてもよいという同族経営（ファミリービジネス）の長所のひとつを感じ取ることができる。

最後に拙稿ではあるが、木山実「藤野亀之助論－三井・トヨタ関係構築史－」（関西学院大学『商学

論究』第58巻3号、2011年）も紹介させていただきたい。同拙稿では、明治中期に東海の一介の自動織機発明家であった豊田佐吉に惚れ込んで、終生粘り強く彼を支援し続けた三井物産の藤野亀之助に焦点を当てたものである。佐吉が井桁商会や豊田式織機株式会社を解任された後も、佐吉との個人的な絆に基づいた藤野の佐吉に対する支援や投資は続き、それは大正期に入ってようやく報われることになる。彼らの絆は、今日でも続く三井とトヨタの関係の礎となったのである。

【Reference Review 58-3号の研究動向・全分野から】

危機後の金融：成熟市場と成長市場

経済学部教授 藤井英次

世界の金融市場を震撼させたリーマンショック（2008年9月）から早くも5年近くが過ぎようとしている。ユーロ危機やLIBOR不正操作問題による追い討ちもあって、この間世界の金融は大揺れに揺れた。単なる金融資産の劣化という次元に留まらず、金融機関や金融市場の信頼性というより大きな資産が傷ついたことの影響は甚大だ。そろそろ危機の呪縛から解き放たれ、新たな成長経路を模索したいのはどの国も同じであろう。併し各国の金融市場が直面する課題は様々だ。成熟した市場と今後の成長が期待される市場、それぞれの現状や課題を概観したい。

所謂ソブリン危機に苛まれた欧州では、2013年導入のバーゼル新規制（いわゆるバーゼルIII）への対応が銀行にとって大きな課題となっている。ギリシャからスペインなどへ飛び火した危機の荒波に揺られながらバーゼルIIIへの対応を迫られる欧州の銀行はどのような道筋をたどるのか、根本直子「ソブリン危機とバーゼルIIIが銀行の自己資本を直撃する」（エコノミスト2012年7月17日）が具体的な試算を示している。

バーゼルIII導入による金融市場の調整は、日本の金融機関にとっても対岸の火事ではなかろう。津田倫男「バーゼルIIIが引き金 ミニバンクが消える日」（エコノミスト2012年7月3日）は国内の金融機関への影響について論じる中で、特に日本の地域金融にとって大きな再編の波が生じると指摘している。

健全性担保と金融混乱を未然に防ぐという観点から銀行に対してより高い自己資本比率を求めるバーゼルIIIであるが、イギリスの独立銀行委員会はそのバーゼルIIIですら不十分との指摘をしている。その詳細については小林襄治「英国の金融構造改革ー大きすぎて救えない：リングフェンスと17%の損失吸収資本」（経済志林2012年3月）に詳しい。

さて、先進諸国が世界金融危機の後遺症に喘ぐ一方で、途上国や成長市場の金融市場はどうであろうか。経済発展の過程で拙速な金融国際化は大きなリスクとなることを1997-98年のアジア通貨危機で身をもって学んだASEAN諸国の現状に目を向けてみよう。

ASEAN諸国の銀行部門の現状を概観したものに、藤田哲雄「ASEAN+3地域の銀行部門の現状と課題」（Business & Economic Review 2012年7月）がある。金融取引を仲介する銀行という存在が、ASEAN諸国においてどの程度浸透しつつあるのか、また世界金融危機の影響や今後の課題についての大きな絵を描き示している。ASEANという呼び名で一括りにすると、あたかも同じ発展段階にある類似した経済を想像しがちだが、現実には各国の金融市場の発展段階は相当に異なる。Business & Economic

Review（2012年7月）は加盟国ごとに課題を取り上げた一連の記事を収録している。野村敦子「タイの中小企業金融の機能強化に向けた課題」は中小企業の割合が多いタイにおける銀行金融の現状を詳細に解説しており、今後マイクロファイナンスを拡大するための課題や、日本から進出している中小企業支援の観点を踏まえた議論なども展開している。アジア危機の混乱にあってIMFの政策処方とは一線を画したマレーシアにおける金融市場の深化の方向性については、清水聡「マレーシアの金融部門ブループリント2011-2020の意味」に詳しい。一方、今後の潜在的成長力に最も大きな期待が寄せられている国の一つであるベトナムの場合、金融市場はまだ未発展段階にあるといえる。まずは現状把握を促すものとして、伊藤隆康「ベトナムの短期金融市場における指標金利」が同国の金融機関と指標金利に関する基本情報を整理している。

成熟市場と成長市場が抱える課題は当然ながら異なる。併し、瞬時に莫大な資本が国境を越える時代においては、一国の金融混乱の余波は瞬く間に世界を駆け巡る。ともすれば危機が過去の記憶になりつつある今こそ、成熟市場も成長市場も金融制度の設計や改良に思い切った資源配分をすべきであろう。

【Reference Review 58-3号の研究動向・全分野から】

アメリカ経済と大統領選挙

国際学部教授 宮田由紀夫

2012年のアメリカ大統領選挙では民主党のオバマ大統領が再選された。大統領選挙とアメリカ経済をめぐるいくつかの論文を紹介したい。

短いレポートである、「経済低迷で不透明増す大統領選」（『日経ビジネス』、2012年7月16日号）は、失業率などの経済的指標では現職のオバマ大統領は極めて不利だが、共和党のロムニー候補は選挙下手で、一部の富裕層の支持しか得ていないこと、オバマ大統領は経済の立て直しは難しくても、ロムニー氏への攻撃でポイントを稼げることを指摘している。

一方、共和党の予備選挙でロムニー氏が苦戦した原因が、保守層の彼への反発である。島村力「大統領予備選に見る米共和党保守の構図」『海外事情』（2012年6月号）によれば、宗教的保守主義の支持を得たサントラム氏と、政治経済的な保守主義の支持を得たポール氏が善戦した。保守層も今回の大統領選挙の争点は経済問題であり、この2人が大統領になれるとは思っていないが、心情的に支持をしたのである。

西山博幸の「米国製造業の雇用創出に関する一考察—理論および企業レベルデータによる実証分析」『兵庫県立大学研究資料』（2012年6月）は、オバマ政権は製造業を再生することで雇用創出を目指しているが、難しいであろうと指摘する。海外がサプライチェーンのマネジメントの対応の早さ・柔軟さでアメリカより、ものづくりに適した場所になっていることも多いので、海外の人件費の上昇や、アメリカの法人税率の引き上げによっても、一旦、出て行ったアメリカ企業がアメリカに回帰するとは限らない。むしろアメリカの製造業復活で期待できるのは、海外企業のアメリカへの直接投資（工場の設立）である。日本企業の対米直接投資のデータによれば、研究開発に積極的な企業、規模の大きな企業がアメリカに直接投資をしている。これは多くの高賃金な雇用が生まれ出されている可能性を

示唆する。

近藤智也「米国経済が抱える長期的課題—米国は今後どう変わるか、労働問題を中心に—」『大和総研調査季報』（2012年春季号）はオバマ政権下で雇用の改善が起きていないことは再選への妨げであるが、一方で、所得格差の増大はオバマへの支持を集めていると述べている。ニューヨークでの「ウォール街デモ」が下火になる一方、オバマ大統領は2012年2月にほとんどが小口の寄付だが4500万ドルを集めた。所得格差の要因の一つは、企業が雇用・賃金を抑制する一方、株主への配当には積極的であり、また、金融資産からの収入への税率を低くした税制である。ただ、リーマンショック以降、金融資産が目減りした中間層の高齢者が引退できず働き続け、スキルで劣る若年者が労働市場からはじき出されている。

さらに、平田潤「21世紀アメリカ経済論—転機を迎えた米国経済社会とオバマ改革—」『桜美林論考・桜美林エコノミクス』（2011年3月）では、1980年代からの市場重視、規制緩和が、1990年代に情報技術でのイノベーションの興隆と、その成果の金融など他産業への応用を可能にし、アメリカ型のビジネスモデル、市場システムがグローバルスタンダードとなったことを明らかにする。ただ、格差・貧困といった構造的な問題の解決における市場の機能には限界があるのだが、アメリカ社会では市場による解決能力への期待が大きいため、オバマ政権は医療改革において政府の役割を重視したところ、国論を二分した対立になってしまったのである。

かつてほどの経済力はないとはいふものの、アメリカは依然として経済大国であり、好むと好まざるとにかかわらず、学生諸君がビジネスの世界に入れば、アメリカ経済とのかかわりは避けて通れない。また、製造業の空洞化、若年者の失業、格差社会の問題は、わが国にとっても重要である。その解決策としての市場と政府の機能と限界について、アメリカでの議論を知ることはわが国での議論にも役立つことが多い。ここであげた論文を参考にさせていただきたい。

【Reference Review 58-4号の研究動向・全分野から】

「内部留保」は活用できるか

総合政策学部准教授 朴 勝俊

麻生太郎財相が「企業がこの20年間にわたって労働分配率を引き下げて、その分を内部留保を厚くし、内部留保の内容については配当に回さず設備投資をせず従業員の給与に配らず、ただただ金利の低い内部留保をずっとため続けてきたというのが事実」とし、円安・株高で状況が改善しているので「経営者のマインドとして給与に回す等々の配慮があってもいいのではないかと」記者会見で発言した（財務省HP、2012年2月12日記事）。それに先立つ共産党の笠井亮議員との予算委員会での議論を受けたものようだが、以前から共産党や労働組合、および彼らに近いエコノミストが論じていた「内部留保論」に懐疑的な立場の筆者には意外な「意気投合」であった。「内部留保」とはいかなるもので、いかなる原因で蓄積されており、それを活用することは可能なのか、共産党の準機関誌とも言われる『経済』誌の2012年9月号の特集「財界・大企業と内部留保」に含まれるいくつかの論考を紹介し、検討しよう。これを読むと、笠井議員の議論がまさにこの特集のような議論に依拠していることがわかる。

内部留保とは何かについては、木地孝之（労働運動総合研究所研究員）によれば、「内部留保とは、賃金、税金等を全て支払った後の純利益のうち、配当や役員賞与で流出せず企業内部に留保した部分の累計額であり、貸借対照表の利益準備金、積立金、および繰越利益剰余金の合計を指すが（有斐閣『経済辞典』）、生産活動の成果が直ちに国内需要に転化しないという点では、各種の引当金、準備金、その他資本剰余金も同じなので、本稿では、これらを加えた広義の内部留保を採用する」としている。同様の定義で、より詳細な会計分析を行ったものもある。小栗崇資（駒沢大学教授）は『法人企業統計』に含まれる約5500社の大企業（全産業、資本金10億円以上）のデータを用いて、2001年度から2009年度までの「広義の内部留保」を計算し、2009年において260.7兆円に達すると指摘した。この数字は頻繁に引用されている。ちなみに「海外では内部留保分析はほとんど見られず、経営分析研究において日本の内部留保分析論はユニークな位置にある」との小栗の指摘は興味深い。他国ではあまり問題になっていない問題なのかもしれない。

内部留保の発生原因について、『経済』誌に寄稿した論者は人件費の削減（正規労働者のリストラ・賃下げ、採用の抑制、非正規化）と納税額の減少（法人税法や租税特別措置法が内部留保を促進していた）を挙げている。また、藤田宏（労働運動総合研究所事務局次長）は「この間の内部留保は、あまり設備投資に回されず、もっぱら有価証券の購入などによる金融部門での運用や海外投資、海外進出のための企業買収等に振り向けられている」と指摘している。こうした認識に対し、麻生財務相は先の議論の中で、デフレ不況下で「株価が下がり、土地も下がり等々で資産が暴落したために、企業は債務超過という状態を抱えておりましたので、貸し渋り、貸しはがしに対抗するために、内部留保をためたためたというのが経営者のマインドだったと思います」と説明している。これは筆者の理解に近いが、加えて言うなら円高・デフレ不況下で日本国内は投資先としての魅力が低下しており、企業の設備投資の減少、金融資産購入や海外投資は必然であろう。

それはそうとして、内部留保批判論者は「どうすべきだ」と言っているのか。内部留保を吐き出せ、という声は以前から耳にしたが、具体的にどうせよという案を聞いたことはなかった。大木一訓（日本福祉大学名誉教授）の論考は「どのような具体的政策と社会的力が必要なのかを明らかにしなければならぬ」と宣言したが、結論として「資本主義の根本的な改革」が必要だとし、その内容や具体策が最後まで示されないという残念なものだった。「国内投資を増やし、取り敢えず有形固定資産残高の水準を、過去のピークである98年度まで引き上げる」と木地はいうが、それが無理だから不況なのである。冒頭の笠井議員は議論の中で、「一つは、労働者派遣法の改正で正規雇用を原則にする。二つ目に、最低賃金を時給1000円以上に引き上げる。そして第三に、公正取引で適正な下請け、納入単価を実現する」と述べたが、このうち政府として可能な具体策と言えるのは「二つ目」だけではないだろうか。

2%の物価安定目標の設定によって円安・株高が実際に実現し、見通しの改善した企業も出てきており、現政権も賃上げを「お願い」している。このような環境下で、彼らには、批判・反論を受け止めた与党が検討可能な対案、言い換えれば、仮に自分たちが政権の一翼を担った時に、実際に法制度改正の形で実現可能な具体案を提示してもらいたい。上記特集の中にあっては、小栗の「内部留保への課税（台湾では1998年から毎期の内部留保増加額に10%を課税しているという）」と、「利益剰余金の非課税による損益計算書への戻し入れ」は、具体的な提案と評価できるものと言えよう。

雑誌『経済』特集論考

小栗崇資（駒沢大学教授）「内部留保論の現代的課題」

大木一訓（日本福祉大学栄誉教授、労働運動総合研究所顧問）「内部留保」の膨張と21世紀日本資本主義
藤田宏（労働運動総合研究所事務局次長）「新型経営」による「雇用・賃金破壊」と内部留保の急膨張
木地孝之（労働運動総合研究所研究員）「大企業の内部留保をどう活用するか」

【Reference Review 58-4号の研究動向・全分野から】

日本における男女共同参画推進

商学部教授 広瀬憲三

1999年男女参画社会基本法が公布、施行された。これ以降、政府も様々な施策を行い、内閣府にも男女共同参画推進室を設置するなど男女共同参画を推し進めている。しかしながら、国会議員などの議員数、女性の役職への登用、男性の育児休暇の取得などはまだまだ欧米諸国と比べると極めて低いものとなっている。男女での賃金格差も大きい。男性は会社で働き、女性は専業主婦として家事、育児を担うという社会に異議を唱える人は増えてはいるものの、会社では残業、遅い時間帯の会議などを当然とする風潮もあり、職場でそれに異議を唱えることは難しい雰囲気が残ったままであるといえる。

労働者の権利を守る労働組合もまた男女共同参画社会、さらにはワークライフバランスを考えた労働者の働き方を求めた活動をしている。労働組合において、男女共同参画の必要性を説いた論文として、中島圭子論文（「労働組合における男女平等参画のススメ」労働調査 No. 511, 2012年）がある。日本では男女の賃金格差が世界的に見ても大きく、潜在的能力を持った女性を活用していない状況であり、労働組合としての男女平等参画推進の取り組みを紹介している。中島論文でも指摘しているように、女性は多くの場合順番制で役員に登用され、その在任期間も短いという状況を踏まえ、労働組合でも女性の登用の促進、それを可能とする会議時間の設定、効率的運営、女性リーダー養成などが必要であると述べている。このことは、労働組合組織においても会社での一般労働と同じく、男女が共に家事、育児などを行って行く中で労働組合活動するという視点がまだ不十分であることを示していると読むことができよう。

育児休暇についてみると女性に比べ男性の取得率は1%台と極めて低い。この背景には、男女が共に働き、家事、子育て、地域社会への貢献を行って行くような男女共同参画社会とは程遠く、家事、育児の負担を多く女性が担っているのが現状であることを物語っている。男性の育児休暇について論文として斉藤早苗論文（「育児休業取得をめぐる父親の意識とその変化」大原社会問題研究所雑誌 No. 647・648, 2012）がある。斉藤論文では、育児休暇を取得した21名の男性に「育児休暇を取得したいきさつから育児休暇中の家事・育児負担の担い方、育児休暇後の働き方における具体的な変化、意識における変化」等についてインタビューを行い、男性自身が育児休暇を取るまでは、家事労働や育児労働よりも会社での仕事の方が優位性を持つという賃労働優位の規範を持っていたのが、家事と育児を経験することで、賃労働優位性の規範に大きな変化をもたらしたと分析している。ここに挙げられた事例は女性ではなくむしろ男性が読むべきであり、そうすることにより、仕事一辺倒の生き方に対して男性自身が自らの生き方、社会、家族の在り方を考える上でのいいきっかけになると思われる。

家族の男女の役割についての理論として、労働市場と家事労働の相対的な優位性（比較優位）から男性が働き女性が家事労働に専念するという考えがあるが、女性の高学歴化、労働内容の変化などからこの比較優位構造は大きく変化してきている。政府も男女共同参画についての様々な政策を行っているにもかかわらず、男性の家事労働は増えていないのが現状である。野村茂治論文（「男女共同参画社会と社会的規範の変遷」 国際公共政策研究（大阪大学） 17巻1号 2012）は、経済学で用いられるゲーム理論を使って、伝統的な家族体制を維持するグループと家族よりも個人を重視する男女共同参画社会を支持するグループの効用水準の変化を分析することにより、男女共同参画社会を実現するための条件について考察を行い、家事労働や育児は女性の仕事という社会規範は変わりつつあるもののなかなか伝統的な考えが取り払われないことが、今までの伝統的なシステムから男女共同参画社会へと移行することの妨げとなっていると考える。

日本において男女共同参画が言われるようになって長いですが、世界経済フォーラムの2013年版「国際男女格差レポート」では、日本は136か国中105位と極めて低い水準に位置している。少子高齢化の中で女性の活用が日本の経済成長にとって重要だという視点だけからの男女共同参画であれば、今の伝統的な考え方はなかなか変化しないのではないかと懸念される。

男女が共に働き、家事・育児、地域への貢献を行うような社会を目指すことが長期的には少子化の問題の解決にもつながるのであり、今後このような社会が実現するために有給休暇取得の義務化や育児休暇取得がしやすくなるような法的整備が求められる。政府の思い切った行動が企業の仕事の在り方、会議の在り方、など従来当然と考えている会社の働き方のシステムを変化させ、その結果、社会的規範も大きく変化し、真の男女共同参画社会の実現へとつながっていくと思われる。

【Reference Review 58-5号の研究動向・全分野から】

「アベノミクス」を一時的なカンフル剤としないために

経済学部教授 小林伸生

昨年末の総選挙によって民主党から自民党へと政権が交代し、第2次安倍内閣が始動した。その後、日本の経済政策は大きく転換し、現時点では経済界はその変化を概ね歓迎しているようである。日経平均株価は衆院解散前（2012年11月15日終値）の8,829円72銭から、14,782円21銭（2013年5月13日終値）へと、約半年の間に7割近くも上昇し、リーマンショック以前の水準を回復している。黒田日本銀行新総裁による大胆な金融緩和政策、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加表明など、積極的な経済政策を明示的に遂行してきたことが好感されていると見ることができる。

しかし、こうした諸指標の好転が、日本経済の本格的な回復に結びつくかどうかは、いまだ不透明な部分が多い。海外の見方も、初動としての安倍政権の経済運営は評価している半面、IMF理事の発言にもある通り、アベノミクスのいわゆる3本の矢（金融緩和、機動的な財政政策、成長戦略）のうち、財政政策と成長戦略については取り組みが不十分との懸念が示されている。

まず、日本経済を離陸させるために必要な成長戦略に関する議論を見る。日本総合研究所理事長の高橋進氏は「成長戦略には適材適所の政策が必要」（『地銀協月報』2012.10）の中で、財政出動の効果上げるためにも、民間の投資や消費の意欲を引き出す政策の必要性を主張し、そのために既得権の

打破や規制改革を通じた参入機会の増加が必要であると論じている。その上で、成長産業を政府が指定・育成する従来型の産業政策に対しては疑問を提示している。また、大和総研の熊谷亮丸氏は、「わが国の成長戦略について」（『地銀協月報』2012.10）の中で、日本経済の中長期的な方向性として、①財政赤字の拡大、②経常収支黒字の減少、③円高から円安、④デフレからインフレ（もしくはスタグフレーション）、⑤長期金利は低下から上昇、という5つの懸念を提示している。そして日本経済の再生に向けて、①確固たるビジョンに基づいた体系性のある政策の実行、②消費税引き上げ、歳出削減等を通じた財政再建の断行、③内需や需要サイドのみに固執せず、外需や供給サイドも重視したバランスのとれた経済政策の実施、④政府・日銀のよりいっそう緊密な連携の4点を伴う経済政策の必要性を主張している。

また、安定的な経済運営の実現のために財政再建の必要性を主張する言論も見られる。石弘光「財政再建を進めるにはやはり増税が必要だった」（『エコノミスト』2012.11.20）では、近年の財政再建における新たな課題として、グローバルな市場の目が従来よりもはるかに厳しくなっており、国の財政悪化は国債の格付けに直結し、長期金利上昇、国債の値崩れを引き起こすことを指摘している。その上で、現状の日本の租税負担が先進国最低水準にあることから、今後の方向性として歳出削減や行政改革を従来どおりに重視しつつも、増税も重要な政策手段として位置づける必要性を主張している。野口悠紀雄「人材開国による日本の活性化をはかれ」（『エコノミスト』2012.12.4）では、この20年間の日米の経済パフォーマンスの違いを示した上で、要因として①新興国の工業化の進展、②情報技術体系の本質的な変化などに、日本が対応できなかったことにあると指摘している。したがって日本経済の再活性化のためには、これらの変化に対応できるように産業・企業の構造を変えることが必要であると主張している。具体的には、製造業の縮小を押しとどめるのではなく、生産性の高いサービス産業の構築など、新たに雇用を引き受ける産業を国内に作ることを最重要課題として位置づけている。

これらの主張に共通する点として、成長軌道への本格的な回復のためには、スムーズな構造の転換が必要であること、それらは基本的には市場メカニズムのスムーズな機能の中で実現していくべき性質のものであること等が上げられる。一方政府の役割は、小林卓典「成長戦略を再考する」（『大和総研調査季報』2012年秋季号）にも論じられているとおり、税と社会保障改革、TPP／FTA交渉、規制改革など、他のセクターにはできない点に期待されていることが異口同音に示されているといえる。

民主党政権の中で、政権交代という代償と引き換えに道筋をつけた消費税増税法案の通過は、ポピュリズムに流れがちな政治の中で先送りにされてきた重要な課題に道筋をつけたという点で評価できよう。アベノミクスが、単なる短期的な人気取り政策に墮することなく、グローバル化の進展する下で日本経済への信用を高め、安定的・持続的な成長路線へと結実するためにも、「三本の矢」の残りの二本の取り組みを、着実に進めていくことが望まれる。

代議制民主主義を超える民主主義の模索 —熟議民主主義の取り組みを中心に—

産業研究所准教授 市川 顕

民主主義とは何か。山崎によればそれは、デモスの統治であり、自らが自らを統治する自己統治に他ならない。つまりそれは、政治生活を人間の自覚的な営為として把握し、自ら秩序をつくり、自ら秩序を担う営みであるとされる¹⁾。

この民主主義が現下のグローバル化によって揺らいでいるとの指摘は多い。小川有美・酒井啓子・小熊英二・篠田徹(2012)「座談会：グローバル社会運動と日本—代議制民主主義を超える民主主義の可能性—」『生活経済政策』191号 pp.6-21.はこの問題について考える際の良い材料である。ここで小熊は「もともと、代議制と民主主義をくっつけるなどというのは、無理があるのです。(p.11)」「代議制の民主主義を生き残らせたいなら、議会外の直接参加の要素を入れないとだめだと思います。(p.17)」と述べ、これに対して小川は「政治学の議論でも、代議制民主主義は「政治的マーケティング」の世界になってしまったというのが常識です。(p.17)」と応じている。

実はこの議論はすでに岩崎が指摘している問題に帰着する。岩崎は、民主主義が再生するためには、表決型から対話型へとそのあり方が変わらなければならないという。対話型民主主義を支えるためには「公」を担う社会アクターとしてのアソシエーションが豊富に存在することが不可欠で、そこにおいて社会秩序の形成に関連する理念・価値・イデオロギー・利益が表明される。このようなアソシエーションの活動が機能するためには、民主主義は市民から遠い存在である国家政府を頂点とする垂直的階層構造をとらず、市民に手の届く水平的ネットワークとなる。つまり、21世紀型の民主主義とは、合理性や効率ではなく、理性や価値・倫理を重視し、対話を基本としながら生活できる分権的市民社会を要求する²⁾ というのである。

ここにおいて大きな問題に直面している地域として欧州連合をあげることに異論はないだろう。「民主主義の赤字」問題に代表されるように、EUは現在、エリートと市民のあいだに横たわる垂直的ギャップのみならず、その拡大にともなって新旧の加盟国市民のあいだに横たわる水平的ギャップ、という二重の民主主義の問題に直面している。この問題に取り組んだのが2005年6月16日に欧州理事会で決定された欧州における民主主義の活性化と欧州公共圏の構築促進を目的とした「プランD」³⁾ である。細井優子(2012)「国境を越える市民のデモクラシー—プランDを事例に一」『社会科学論集』第137号 pp.45-55.はこの問題を扱った好論文である。ここで細井はプランDによって実施された協議型プロジェクトである「欧州市民協議」と、討論型世論調査型プロジェクトである「明日のヨーロッパ」を丁寧に概観し、次のように熟議民主主義の可能性を結論づける。

「欧州レベルでの市民討議は、意図するか如何かに関わらず、エリート主導できた欧州統合を市民のレベルにまで浸透させることができる。つまり、欧州統合思想史では長らく知識人や政治的エリート

1) 山崎(2004), p.175.

2) 岩崎(2004), pp.38-39.

3) 討議(discussion)、対話(dialogue)および民主主義(democracy)の共通の頭文字から名付けられた。

のみに共有されてきた欧州統合という「物語」を、市民が自ら現代版に焼き直し、国境を越えた市民同士そして政治的エリートと共有する試みといえる。こうした点で、市民討議プロジェクトは「国境を超える」かつ「欧州市民による」デモクラシーのひとつのあり方として、欧州統合や現代デモクラシーのこれからは示唆を与えていると考えられる。(p.51)

グローバル化し、政治的に多層化した現代において、民主主義が十全に機能するために、政党と議会を中心とする代議制民主主義（第一回路）のみならず、市民社会における熟議民主主義（第二回路）を機能させる⁴⁾ことが、いま求められている。⁵⁾

【参考文献】

- 岩崎美紀子（2004）「デモクラシーと市民社会」神野直彦・澤井安男（2004）編著『ソーシャル・ガバナンス：新しい分権・市民社会の構図』東洋経済新報社 pp.17-39。
山崎望（2008）「分裂と統合—現代民主主義論と政策システム論—」城山英明・大串和雄（2008）『政治空間の変容と政策革新1 政策革新の理論』東京大学出版会 pp.91-118。
山崎望（2004）「民主主義—来たるべきもの—」有賀誠・伊藤恭彦・松井暁（2004）編『現代規範理論入門—ポスト・リベラリズムの新展開—』ナカニシヤ出版 pp.161-180。

4) 山崎（2008），p.101。

5) 本稿では紙幅の関係で触れられなかったが、齋藤純一（2012）「熟議デモクラシーについて」『早稲田政治経済学雑誌』第384号 pp.24-30.は、民主主義の「利益モデル」と「熟議モデル」を比較し、とくに熟議の制度化の観点から、「熟議モデル」が持つ利点について議論しており、この問題を考える際には必読の論文と言える。

【Reference Review 58-6号の研究動向・全分野から】

企業の「水」リスクへの取り組み —地球環境ガバナンスの実践例として—

産業研究所准教授 市川 顕

1990年代以降、グローバル化についての議論が盛んになる一方で、世界経済の持続的発展を制約する問題としての「地球的問題群」についての認識も深まりつつある。例えば唐沢は、「地球環境、エネルギー、食糧、人口などの諸問題」¹⁾、布施は「安全保障、南北問題および地球環境に関する問題群」²⁾、岡部は3E+FP（つまり環境、エネルギー、経済、食糧、人口）を挙げている³⁾。しかしこれらの諸問題を俯瞰してみると、それはすべて水資源問題と多かれ少なかれ関連していることに気づく。まさに千賀の言うように、水資源問題は21世紀の地球危機と基底部で関係している⁴⁾のである。

このようなリスクとしての水資源問題の重要性は、国際社会でも十分に認知されている。例えばWorld Economic Forum（2011）では、世界が直面する10のリスクのなかに、気候変動（1位）、台風・サイクロン（5位）、地政学的衝突（7位）、洪水（9位）、水の安全保障（10位）と5つもの水資源関連のリスクが含まれる⁵⁾。さらに、水・食糧・エネルギーの問題は相互に関連させて解決を模索すべき⁶⁾

1) 唐沢（2002），p.18。

2) 布施（2003），p.220。

3) 岡部（2001），p.81。

4) 千賀（2007），p.182。

であるとし、政府・企業・地域社会がこれらの問題の関連性に留意しながら、直接的・間接的なリスク⁷⁾を認識・回避する必要性を指摘している。ここにおいて、政府や地域社会のみならず、企業もまた「水」リスク管理に取り組む必要性が生じている。

『季刊企業リスク』2013年1月号では、特集「水」リスクとその対策」を組み、興味深い論文を掲載している。達協論文（達協恵子（2013）「水」リスクとは」季刊企業リスク2013年1月号 pp.26-28）は、水資源が途上国の経済成長と地球温暖化の影響によって悪化している現状を踏まえて、そのビジネス上のリスクとして①事業継続に関わるリスク（サプライチェーン全体を通じた水リスク）、②運用・調達コスト増加のリスク（水資源の乏しい場所での操業は水にかかるコストが増加するリスクを負うこと）、③法規制リスク（水資源の乏しい地域の政府・行政機関が取水制限などの法的手段に出るリスク）、④レピュテーション・リスク（水資源が乏しい場所で水利用を行い操業する場合、地域住民や当該問題を扱うNGOなどと衝突するリスク）、が存在することを指摘する。

その上で、岡本論文と野崎・奥村・吉原論文（岡本光信（2013）「水」リスクと日本企業の取り組み」季刊企業リスク2013年1月号 pp.29-37 および野崎麻子・奥村剛史・吉原有理奈（2013）「水」リスクへの海外企業の取組事例」季刊企業リスク2013年1月号 pp.38-40）では、このような「水」リスクへの日本と海外の企業の取り組みを明らかにする。詳細は本文を参照頂きたいが、ここで興味深いことは、これらの企業が川上（つまり原材料生産）における水資源保全のみならず、川下（消費者とのパートナーシップ）における水資源保全をも重視していることである。例えばリーバイ・ストラウス社はジーンズの洗濯回数を週に2回ではなく週に1回にするよう Twitter や Facebook を通じた啓発活動を行っているし、ユニリーバ社は自社の洗剤で洗濯を行う場合にすすぎを一回にするよう、著名人などを起用した宣伝や民間活動団体との協力を通じて、活動を行っているという。

World Economic Forum Water Initiative (2011) を引くまでもなく、水資源問題は21世紀最大の地球的問題群のひとつであるといつてよい。企業がこのような水資源リスクに対して、自社の生産過程のみならず、サプライチェーン全体、さらには消費者を巻き込んだ節水活動を行っていくことが今まさに求められている。水資源の保全という目標に向かって、企業を中心とした多アクターによる取り組みは、地球環境ガバナンスのひとつの実践例としてもっと注目されてよいだろう。

【参考文献】

- 岡部敬一郎（2001）「環境と私の生きた半世紀」三橋規宏（2001）『地球環境と企業経営—環境経営をリードする経済人たち—』東洋経済新報社 pp.80-99。
 唐沢敬（2002）「グローバル経済化と地球的問題群—金融・資源・環境が絡む危機の構造—」唐沢敬（2002）編『越境する資源環境問題』日本経済評論社 pp.3-26。
 千賀裕太郎（2007）『水資源管理と環境保全』鹿島出版会。
 布施勉（2003）「人類の共同財産原則」とオーシャン・ガバナンス」太田宏・毛利勝彦（2003）編著『持続可能な地球環境を未来へ—リオからヨハネスブルグまで—』大学教育出版 pp.217-234。
 World Economic Forum (2011), *Global Risks 2011: An Initiative of the Risk Response Network*, 6th Edition, (Geneva, World Economic Forum).
 World Economic Forum Water Initiative (2011), *Water Security: The Water-Food-Energy-Climate Nexus*, (Washington D.C., Island Press).

5) World Economic Forum (2011), p.44.

6) Ibid., p.7.

7) Ibid., p.28.では、政府のリスクとしては、経済発展の停滞・政情不安・農地の減少・エネルギー安全保障への驚異、地域社会のリスクとしては飢饉および貧困レベルの上昇・環境破壊の増加・食糧および水の不足・食糧価格の上昇、企業のリスクとしては輸出規制・資源価格の上昇・商品価格の不安定・エネルギーおよび水への規制、が指摘されている。

地方分権と地方税

経済学部教授 前田高志

平成 25 (2013) 年 12 月 12 日に決定された自民党と公明党の平成 26 年度財政改正大綱によれば、地方自治体間の財政力格差是正のために地方法人住民税の一部 (5800 億円) を国が吸い上げ (国税・地方法人税の創設)、財政力の弱い自治体に配分する仕組みが導入される。11 月に総務省地方財政審議会の有識者検討会 (地方法人課税のあり方等に関する検討会) も法人住民税の一部を交付税財源に組み入れ、税収の豊かな地方公共団体から乏しい団体への地域間再配分を強化する旨の報告書を公表していたが、こうした動きの背景には現在の地方税制の下では地方公共団体間に大きな財政力格差が存在し、その是正が求められていたことがある。平成 5 (1993) 年の衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」から始まった地方分権改革への取り組みはこの 20 年間で必ずしも目に見える大きな成果をあげていないが、その原因かその象徴なのかはともかく、本来、権限委譲とセットで検討されるべき地方財源の拡充は積極的に進められてきているとは言い難い。地方分権を担うべき地方自治体の財源拡充が曖昧なまま、地域経済の疲弊は地域間の税収格差をいっそう深刻化させ、国から地方への権限委譲と税財源移譲が一体的に行われないどころか、地方税の国税への付け替えという逆方向の改正となったのは皮肉なことである。

『日経グローバル』211 号 (2013. 1) の特集「地方分権改革、首長に聞く」では日本経済新聞社産業地域研究所が全国の知事、市区長を対象に行ったアンケート調査結果から、多くの首長達が権限移譲に期待しつつも財源なき権限拡大に危機感を抱いていること、また地方税財政の見直しへの期待が強い一方で人口規模の小さな団体を中心に税源移譲よりも地方交付税制度の拡充を望む声も少なくないこと等を明らかにしている。その意味では有識者検討会や税制改正大綱が示す方向は税源格差に配慮しながら財政力に欠ける自治体を中心に財源の強化を図るのは現実的なものである。しかも、再配分の財源が、偏在度がとくに強く、しかも最も景気の影響を受けやすい法人住民税 (法人税割) であれば尚更のことといえる。

税収偏在の問題の重要性については、堀場勇夫・宮原勝一・舟島義人「地方税の変動と偏在性」(『税研』167 号、2013 年 1 月) が制度改正ではなく税収の所得弾性値の大きな法人課税が税収の変動性と偏在の原因になっていることを検証している。地方法人税や法人住民税の交付税財源化と同じ方向を示すのが、林宏昭「事業税の地域間配分に関する一考察」(『関西大学経済論集』62 巻 3 号、2012 年 12 月) である。そこでは、法人住民税とともに道府県税の基幹税であり、税収偏在の大きな要因となっている法人事業税について、県境をまたぐ企業 (分割法人) に係る税収分割基準と県内法人の偏在とによって税収偏在が拡大している分析結果を示し、県内純生産に基づく都道府県間の清算の制度を提案している。

しかし、税財源の偏在の是正は重要な課題であるその一方で、地方分権は財政を含めた地方の自立でもあらねばならないのであって、総務省も地方公共団体も本来は偏在が少なく安定した税源を国から地方に移譲することが地方分権に相応しい地方税制のありかたと考えてきたはずである。国から地方への思い切った税源移譲が実際に容易でないとするのであれば、現行の制度の枠組みを大きく変えないままの地方の課税自主権の拡充はどうか。この視点から示唆を与えているものとして、川崎一泰

「固定資産税を活用した地域再生ファンドの可能性」（『ゆうちょ資産研究・研究助成論文集』19号、2012年10月）は固定資産税を都市再開発の特定財源化することで地価上昇＝税収増収をめざすTIFの仕組みの、現実妥当性を検証するシミュレーションを試みていることで興味深い。同じく、深澤映司「地方における独自減税の本質」（『レファレンス』62巻12号、2012年12月）や諸外国の先事例研究を通して、地方税減税と地域経済再生の可能性についての論点整理を行っている。

地方分権に相応しい地方税制の構築は地方分権の実現の条件であり、また、地方分権そのものを具現するものでもある。国税と地方税の本格的な再構成をめざしつつ、現実的な地方税収の拡充のために、いまの枠組みの下で何ができるかを探る研究も同時に進められる必要があることを、本稿でとりあげた諸論文から読み取ることができる。

【Reference Review 58-6号の研究動向・全分野から】

消費税増税をめぐる

経済学部教授 前田高志

本稿執筆の時点であるが与党の平成26年度税制改正大綱が決定され、新年度からの税制改正がほぼ固まった。消費税の増税によって社会保障財源の拡充と財政健全化への道筋をつけ、企業減税によってデフレからの脱却をめざすということが今回の税制改正の基本的考え方であるが、前者の視点について、中里透「社会保障・税一体改革と財政健全化－税制抜本改革法附則第18条をめぐる議論を中心に－」（『租税研究』759号、2013年1月）は、消費税の税率引上げを決めた「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成24年8月成立）の附則第18条に着目し、その第2項の消費税の増収が財政の機動的対応が可能になるという文脈からは消費税の社会保障財源化の実質的な意味に疑問を呈し、他の多くの論者も指摘するところであるが、国の「中期財政フレーム」が謳う平成32年度のプライマリーバランス均衡化が10%への消費税率引上げでも実現しないことを強調する。そして、消費税増税に伴う種々のリスクに鑑み、税率引上げのタイミングを慎重に考えるべきこと（これは既定であるが）、財政健全化を確実に進めるため政府の歳出へのコミットメント明確化と政策決定過程の透明性確保が重要であることが論じられている。

ところで、従来の消費税をめぐる議論ではその負担の逆進性をもって消費税の致命的な欠陥とする主張も少なくなかった。しかし、今回の消費税増税に際しては、担税力に応じた負担の公平という観点よりも、むしろ低所得層家計への負担＝個人消費への影響というマクロの視点からの批判がより強かったように思われる。消費税が実際に所得階層別にどのような負担構造になっているのかについて最新のデータを提供してくれるのが橋本泰之「逆進性対策の再検討」（『税研』167号、2013年1月）である。検証結果は同種の他の研究に示された結果と逆進性緩和策に関する論及はほぼ同じであるが、本論文の特徴は年齢階層別の負担構造を明らかにし、消費税負担をライフタイムで捉えることの重要性を示唆しているところであろう。ちなみに橋本氏は『会計検査研究』41号（2010）掲載論文「消費税の逆進性とその緩和策」他で生涯所得に対する消費税の（生涯）負担が比例的であることを検証している。負担の公平から消費税をみると、逆進性は垂直的公平の視点からの問題となるが、そもそ

も公平な負担とは何か。水平的な負担の公平や世代間の公平、さらには負担「感」にまで立ち戻って論点整理をする際には、藤巻一男「所得税と消費税の特徴に関する比較評価について（下）」（『税経通信』68巻3号、2013年2月）が有用である。

消費税の増税というと家計への負担のみが論じられることが多いが、もう一つ忘れてはいけないのが納税義務者の納税に係る負担（納税協力費）である。例えば軽減税率の導入がこの納税義務者の負担を増やすことはさておき、そうした納税コストへの配慮から設けられている事業者免税点制度と簡易課税制度については制度の「副作用」としての益税の問題が（税率引上げによって）いっそう深刻となる。課税の公平や税収ロス、影の補助金としての益税の問題を解決することが喫緊の課題であるが、川端康之「事業者免税点制度と簡易課税制度」（『税研』167号、2013年1月）は問題の全体像を概観する上で参考になる。